

教務規定により以下のとおり卒業の認定基準を定める

卒業の認定は次の各号の基準を満足する者に限る。

- ①昼間部の各科（建築ライセンス本科、測量科、および測量研究科を除く）は、その学年を通じ出席すべき日数の10分の8以上を出席し、かつ各科所定の全学科目を受験し、いずれも60点以上であること。
- ②建築ライセンス本科は、その学年を通じて出席すべき日数の10分の8以上を出席し、かつ所定の全学科目を受験し、いずれも60点以上であること。ただし、卒業研究については、卒業審査会議において対象外とする。
- ③測量科、測量研究科はその学年を通じ出席すべき日数の10分の9以上を出席し、かつ各科所定の全学科目を受験し、いずれも60点以上であること。
- ④夜間部はその学年を通じ出席すべき日数の3分の2以上を出席し、かつ所定の全学科目を受験し、いずれも50点以上であること。
- ⑤学納金は完納であること。
- ⑥当該学科目の定期試験並びに追試験を受験しなかった者は、失格とし、卒業は認めない。